

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第39回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 「減価償却制度」の大改正について教えてください。

A

平成19年度の税制改正は、「減価償却制度」について大正7年の制度創設以来の大改革、かつ40年ぶりとなる大改正となりました。

まず、「償却可能限度額の廃止」です。平成19年4月1日以降に新規に取得する資産については、改正前の法定耐用年数経過時点の「残存価額」を撤廃（10%→0%）し、法定耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで償却できるようになりました。これにより、改正前の償却可能限度額（5%）は廃止されます。

今回の改正により、従来は取得価額の全額を経費とすることができませんでした。晴れて（？）法定耐用年数経過時点で全額（1円を除く）を経費とすることができるようになりました。減価償却費は、ご存知の通り現金支出を伴わない経費のため、その分、資金が会社内部に留保され次の設備投資への原資とすることができるようになります。

今回の改正減価償却制度は、その改正点の多くが今年の4月1日以後に「取得」された固定資産に適用されます。つまり、4月決算や5月決算の会社でも今年4月1日以降に取得した固定資産がある場合には、決算時に改正内容を反映し、申告期限（延長申請がなければ事業年度終了の日から2カ月後）までに申告する必要があります。

注意が必要なのは償却方法の変更に関する経過措置。償却方法の変更とは、設備の種類ごとに選択できる「定額法」や「定率法」といった償却方法を変更することで、通常は「新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日」が申請期限。しかし、今回改正においてはその改正の大きさが考慮され、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度についてのみ、その事業年度の申告期限までに申請すれば良いことになっています。

しかし、4月決算、5月決算の法人では申告期限までそれほど余裕もないので、償却方法を変更するか否かは別にしても、今回の減価償却制度改正が自社に及ぼす影響については早めに確認しておくべきでしょう。今年の4月1日以降に大きな設備投資をしたというような場合などは尚更です。

尚、今回改正においては冒頭で述べた通り、既に償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が完了している既存の減価償却資産について、今後5年間で残存価額1円まで償却できることになりました。ただし、これは実質的に平成19年4月1日以降最初に開始される事業年度から適用されることになるので、それほど急ぐ必要はないかもしれませんが、顧問税理士との打合せを!! 是非、お勧めします。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役会長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>